

# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日) における障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見に ついて

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日)における 障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見について①

## 各サービスに関するご意見①

※ 第3回こども家庭審議会障害児支援部会で  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

### 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 重症心身障害児や医療的ケア児などは、一元化された児童発達支援事業で受け入れる場合、命を守るための人員配置やケアルームの確保が必要になるため、人件費であれば看護師や保育士等の加配を考慮した相応の報酬が必要となる。
- 児童発達支援センターの機能強化はとても大事であるが、地域づくりはむしろ自治体や国が進めるもので、個別給付にはなじまないのではないか。
- 福祉型の3類型の一元化について、時期尚早ではないか。現状のまま中核機能をそのまま維持しつつ、専門的な人材をきちんと配置することからまずスタートしていただきたい。
- 児童発達支援センターの機能強化について、中核機能の強化の取組は、地域全体・児者に関わる事項であると考えられるため、類似性の高い基幹相談支援センターと児童発達支援センターの連携強化なども必要である。それと連動して、主任相談支援専門員を児童発達支援センターにも基幹相談支援センターにも配置し、相談支援人材の育成という観点も含めて、連携を取った議論を展開していただきたい。
- 児童発達支援センターの中核拠点型の整備について、先行している地域生活支援拠点における面的整備の考え方を参考に、複数の事業所が連携して地域の中で4つの機能を確保していくといった考え方もある。
- 児童発達支援センターの在り方について、先行事例・好事例を発信し、全国の市町村が主体的に地域をつくっていく必要がある。都道府県が責任主体として加わっていく又は市町村を下支えをすることが重要である。
- 専門的支援加算の対象について、現在の対象に加えて、例えば、児童発達支援センターでは幼稚園教諭、放課後等デイサービスであれば学校の教職免許保持者を対象にしていきたい。盲学校の幼稚部、あるいは盲学校の先生をした方が放課後等デイサービスなどで働く際に専門的加算の対象としていただきたいという問題意識がある。
- 質の高い発達支援の提供の推進について、障害があろうとなかろうと、しっかりと5領域にわたってこどもを育てていくことは非常に大事であるため、ぜひ実装できるような形で取組を進めていただきたい。
- 時間によって報酬に区分ができてくることは当然のことかと思うが、単に時間だけではなくて、内容、人員配置、施設の定員と、多方面から検討しなければいけない内容であり、丁寧な議論を期待したい。
- 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等について、5領域に関する中で手話言語に関するコミュニケーションという部分があるが、手話・手話言語についても記載をしていただきたい。

# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日)における 障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見について②

## 各サービスに関するご意見②

※ 第3回こども家庭審議会障害児支援部会で  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

### 【児童発達支援・放課後等デイサービス(続き)】

- 専門的支援加算及び特別支援加算について、ピアサポートという考えのもと、手話通訳ができる資格を持った者又はろう当事者のスタッフについても加算の対象としていただきたい。
- 障害児通所支援の報酬を時間に応じた設定とすることは理解したが、発達支援に必要な専門的な短時間の支援は引き続き確保できるようにお願いしたい。例えば、専門職配置の加算などで評価すべきである。
- セルフプラン率が非常に高いというのは本質的には望ましい状態ではないが、障害児の場合は、相談支援事業所の専門性や事業所数など様々な背景があり、セルフプラン率がなかなか下がらない状態が続いている。そのような状況であっても自治体が関与するなど、セルフプランでもそれなりに質の高いセルフプランというのはどうだろうかという提案と見受けられたため、障害児のセルフプランの中身は精査する必要があると感じた。
- セルフプラン率が高いことが課題として挙げられているが、市町村の支給決定のスキル向上と併せて取り組んでいただきたい。
- セルフプランの解消に向けて、人材確保は相当重要であり、人材の育成及び養成をしっかりとっていくことが必要。主任相談支援専門員の配置や基幹相談支援センターとの連携は大変重要だと考える。
- 事業所間連携の考え方について、一定の役割分担も含めて踏み込んだ内容を整理する必要がある。
- セルフプランについて、大人とこどもの位置付けは異なるのではないか。大人の場合は意見表明も含めて自分の生活を自分でつくっていく形に、こどもの場合は家族支援的にニーズに応えるという形になっている。そういう意味では、家族によるこどものセルフプランについては、例えば、計画→モニタリング→ケア会議と、家族も自分たちでコーディネートできるような形でセルフプランを進めていくというのも大事な点である。
- 関係機関との連携の強化について、関係機関に、聴覚障害者当事者団体、聴覚障害者情報提供施設、ろう学校等も連携の対象として明記していただくとともに関係各所と連携した場合は評価していただきたい。
- 入浴支援について、医療の管理のための看護師と入浴介助の職員など複数体制を想定した報酬が必要になるため、入浴に人員が必要となる。本来の活動に支障が出ないような体制の確保をお願いしたい。

# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日)における 障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見について③

## 各サービスに関するご意見③

※ 第3回こども家庭審議会障害児支援部会で  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

### 【児童発達支援・放課後等デイサービス（続き）】

- 医療的ケアを必要とするこどもの家族は、孤立しているケースがとて多く、家族会を設置して、年に数回交流会を行っているという事業所もあるが、評価がない。交流会だけで報酬というのはなかなか難しいと思うが、例えば、福祉サービス制度や日常生活上の介護方法などの講習会を同時に行うことで、評価の対象にするといったことについて検討いただきたい。
- 入浴支援について、入浴設備のある事業所では施設設備に経費をかけてニーズに応えようとしている。入浴介助は1人ではできず、特に医療的ケアを必要としている方については細心の注意を払わなければならないため、入浴に関して評価の検討をぜひお願いしたい。
- 送迎加算の看護師同乗について、朝の送迎など人員不足を補うための大幅な増額が必要となる。
- 個別サポート加算（Ⅰ）について、現在、例えば全盲の視覚障害児などがサービスを利用する場合には、個別サポート加算（Ⅰ）の対象とならないが、全盲の場合、個別にケアを必要とする度合いがかなり高いため、全盲の視覚障害児（具体的には障害者手帳1級相当程度の視覚障害児）についても個別サポート加算（Ⅰ）の対象にしていただきたい。
- ケアニーズの高い障害児への支援の評価について、手話言語やコミュニケーション支援を実施している場合は、評価していただきたい。
- 個別サポート加算（Ⅱ）について、養護性が高いこどもが対象になっているため、難しいところではあるが、保護者の理解の下で算定できるようにしていただきたい。
- 放課後等デイサービスは学校の代わりではないので、教育との連携について十分に文部科学省と調整していただきたい。
- 不登校児童への支援の充実について、継続的な通学につながるということが表記されているが、そのことだけでなく、いわゆるパワーレスな状態からの回復を評価していくという視点も重要である。
- 事業所内の相談支援加算について、現在、月に1回という回数制限があるが、これでは十分な家族の支援が行えないという声があるため、月の回数制限を少なくとも4回程度までは増やしていただきたい。
- 保護者又はきょうだいも含めた形での家族全体に関する支援について、手話言語については、コミュニケーションを実施しているかどうかとも評価として重要。全体的な家族支援ということも含めて評価を盛り込んでいただきたい。
- 相談支援の充実について、家族やきょうだいへの相談支援はぜひ検討をお願いしたい。家族連携加算の中に、きょうだいへの支援も加算対象であるということをも明記することによって、支援の重要性が認識されることを期待したい。

# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日)における 障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見について④

## 各サービスに関するご意見④

※ 第3回こども家庭審議会障害児支援部会で  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

### 【児童発達支援・放課後等デイサービス（続き）】

- 家族支援の相談援助の支援機能の観点について、①家族の状態像のアセスメントからも相談援助を考えていくこと、②家族の気づき、とりわけ発達障害児などは分かりにくい障害特性があるので、それに寄り添うための受容的なカウンセリング、③ペアレントトレーニングや心理教育といった支援機能、④ペアレントメンター制度（制度や活動の支援や、家族をつなげる支援を含む。）を評価の対象としていただきたい。
- 延長預かりの方向性は評価するが、児童発達支援管理責任者については、職員への質の高い支援を模範的に示す意味でも、業務に支障がなければ支援現場に入れるようにしていただきたい。
- 事業所内相談支援加算について、個別相談も含めてグループの回数を増やすことも検討していただきたい。

### 【保育所等訪問支援】

- 現行、事業所の職員が地域の保育園等を訪問する場合、出払っている職員に関して、その時間は他の職員を配置しなければいけないという体制になっている。地域支援やインクルージョンを推進していくために、事業所にいるこどもに対しての配置基準を満たしていた場合、地域の幼稚園や保育園、併行通園しているこどもの支援ができるような何らかの手だてを可能にしていきたい。
- 支援ニーズが決して高くない、一般的には医療的ケアとか重症心身障害ではない、いわゆる発達障害のタイプのこどもであっても支援に苦慮しているケースはたくさんある。支援ニーズは高くないものの、支援スキルとしては非常に高いものを求められる場合についても検討いただきたい。
- 支援ニーズの高い児への支援の評価について、強度行動障害に関しては、こどもの状態と支援員の専門性（強度行動障害の研修を受けた支援スキルのある訪問支援員）というダブルスタンダードになっている。直接支援をするのであれば支援ニーズが高い子に対して非常に高く評価されることはよく分かるが、保育所等訪問支援の場合は、どちらかというところコンサルテーション的な役割が強くなっていくため、専門性に対して高く評価することのほうが合うのではないか。

# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日)における 障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見について⑤

## 各サービスに関するご意見⑤

※ 第3回こども家庭審議会障害児支援部会で  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

### 【居宅訪問型児童発達支援】

- 居宅訪問型児童発達支援の強度行動障害者の対応は重要である。親が支援の方法を学べること、行動障害の予防的支援という意味でも全国で展開していただきたい。
- こどもたちの様々な事情や状況に応じて、居宅訪問型児童発達支援と児童発達支援事業との柔軟な組合せやタイムリーかつ切れ目のない発達支援の提供など、支給決定に柔軟性を持たせていただきたい。

### 【保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援】

- 視覚障害に係る訪問サービスが提供できる施設・サービスが非常に限られているため、広域にわたる訪問が必要となる。この場合の交通費が大変負担になっているため、居宅訪問又は保育所等訪問にかかる交通費についても補助の対象となる制度をつくっていただきたい。

### 【障害児入所支援】

- 体験先施設への付き添い等の支援に対する評価について、距離と時間の要素も含めて段階的な評価を考えていただきたい。
- 障害児の地域生活に向けた支援の中で、受入れ側の事業所等で支援が難しい障害者の体験利用について、例えば、職員を加配した場合などに新たな加算を設けるなど、送り出す側と受入れ側と両方への支援でもってその活用促進を図っていただきたい。
- 15歳にならずとも移行支援の計画を立てていくことは必要。一方、移行先の確保に苦労しているのも事実。グループホーム等について、国庫補助が少ないので検討いただくとともに、移行する先を見通して施策をつくっていただきたい。
- 以前から入所施設の質の在り方について小規模化という方向性は議論されていたところであるが、老朽化した施設の改築や建て替えに際しても一定の支援を考えていただきたい。
- 小規模グループケアやサテライトについて、国庫補助の優先採択や手厚い人員配置などをお願いしたい。
- 障害児入所施設の家族支援について、家族丸ごと支援という使い方を検討していただきたい。また、オンラインの支援での評価や障害児版の地域生活支援拠点についても検討いただきたい。

# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日)における 障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見について⑥

## 各サービスに関するご意見⑥

※ 第3回こども家庭審議会障害児支援部会で  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

### 【障害児入所支援（続き）】

- 移行支援に係る個別計画の行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催した場合の評価について、契約児童の中で措置すれすれのこどももいるが、現状では児童相談所においてそのこどもを十分に支援できていない。そのような場合、会議体が成立しない可能性も考えられ、会議を計画しても評価されないことになるため施設側が割を食ってしまうので、行政側には計画に参加するよう強制力を持った仕組みを考えていただきたい。
- 支援ニーズの高い児童への支援の充実に関しては、措置・契約にかかわらず、年齢の高いこどもについては十分な行政の関与をお願いしたい。
- 障害児入所施設の家族支援について、きょうだいに対する支援について明文化していただきたい。
- 夜勤帯等の人手の薄いところで職員が長時間にわたり相談を実施した場合は、きちんと記録をすれば評価していただきたい。
- 障害児入所施設についても、「意思決定」について明記していただきたい。

### 【強度行動障害を有する児者への支援】

- 中核的人材を配置できる体制を整えていただきたい。

### 【短期入所】

- 医療型短期入所についての送迎加算を評価をいただきたい。医療機器の積載や看護師の同乗を行いながら利用者1名ずつなど少人数の送迎を行っているが、現行の加算ではとても賄うことができず、事業所の持ち出しによる対応となっていることも考慮いただきたい。
- 個別性に応じた支援を行うための利用開始時の情報収集、支援内容の調整への評価の充実という点で、現行行われている短期利用加算の見直しについて検討いただきたい。

# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日)における 障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見について⑦

## 各サービスに関するご意見⑦

※ 第3回こども家庭審議会障害児支援部会で  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

### 【障害児相談支援】

- 相談支援が活躍すべき場所で活躍できていないという実態がある。こどものセルフプランの問題について、今後、積極的な解消を検討いただきたい。
- 相談支援事業所を処遇改善加算の対象としていただきたい。
- 市町村のこども家庭センターでは、支援が必要なこどものためにサポートプランをつくることになっていることから、障害のあるこどもについても、サポートプランと障害児相談とが一緒になって、しっかりと計画をつくっていくことを考えていただきたい。



# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日)における 障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見について⑧

## 横断的事項に関するご意見①

※ 第3回こども家庭審議会障害児支援部会で  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

### 【人材確保】

- 現在、医療的ケアに関わる福祉職に対する研修の仕組みが全くないため、研修体制及び福祉職のキャリア向上、そして評価の仕組みについても併せて検討いただきたい。
- 各事業所は、職員の配置基準に基づいて人員を配置している。最低賃金も上がり、物価高騰や人件費の問題もあることから、事業者としてはかなりの負担感がある。支援の質を上げるためにも基本報酬のアップを念頭に対策をお願いしたい。
- 処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の3本立ては、事業所の負担も非常に大きく、特に小規模の事業所については加算が取得できていないという状況あるため、加算事務の簡素化についても検討いただきたい。

### 【医療との連携】

- 高齢者施設の泊まりのサービスについては、医師の往診が認められており、診療報酬もついているが、こどもにはそもそも制度も設備もない上に、医師が往診にも行けないことが切迫した課題となっているため、制度をアップデートするとともに、福祉型ショートへの往診も診療報酬の対象としていただきたい。
- 児童発達支援等について、医療機関との連携強化が明記されていることは非常に重要なことである一方、医療側からすると、連携のための時間をどう捻出するのかという点が課題。診療報酬の中でカバーできれば、より連携が強化できる。実効性のあるものにするために、今後このような点についても検討していただきたい。
- 医療的ケア児支援センターと児童発達支援センターの連携を深めていく対応をしていただきたい。

### 【共生型サービス】

- 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実について、看護小規模多機能型居宅介護のような既に看護職が活動している共生型サービスへの評価拡充や看護体制への加算を検討していただきたい。
- 看護小規模多機能型居宅介護による共生型サービスについて、重症心身障害児の報酬、入浴支援、送迎支援の評価をしていただきたい。

# 第3回こども家庭審議会障害児支援部会(令和5年10月30日)における 障害福祉サービス等報酬改定に関する主なご意見について⑨

## 横断的事項に関するご意見②

※ 第3回こども家庭審議会障害児支援部会で  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

### 【その他】

- 視覚障害児が必要とする点字のタイプライターや音声のパソコンなどの補助具を購入する費用、あるいは、資料の点字翻訳、点訳等にかかる費用について、補助制度をつくっていただきたい。
- 医療的ケアを必要とするこどもたちがやがては大人になることを想定して、家から通える近くの小規模事業所を利用できる環境をつくっていただきたい。そのためにも、今後の障害児の報酬基準や国庫負担基準の在り方に関して、長期的視点で見直していただきたい。
- 児童発達支援管理責任者が産休に入って1か月を過ぎると減算になってしまうが、子育てとの両立の観点で矛盾する。産休の間は管理者が代替するなど特別に減算とならないようにしていただきたい。
- テレワークについて、直接サービスの時間以外は守秘義務などに配慮しつつ、テレワークや業務に支障のないオンライン研修等を可能とすることを明記していただきたい。
- 資料が難しい。理解を容易にするため資料に図や具体例などを掲載していただきたい。
- こども家庭センターの創設など、こどもを持つ家庭にとって相談する場所が増えることはありがたいが、実際に利用できなければ相談事業所の提案は絵空事になってしまう。身近な生活の場に事業所が増えるように、報酬でインセンティブを働かせていただきたい。
- 医療的ケア児への支援について、医療的ケア児や重症心身障害児の方のサービスの受け皿、ショートステイや通所支援事業所が不足しているという状況が続いている。そういった受け皿が確保されるよう、十分な報酬水準を確保していただきたい。
- 加算、報酬、負担について長期的に議論をしていくことが必要。障害が重いとか生活上の困難さが高い方に対する負担を見直し、全体の枠組み・構造を考えながら報酬単価も検討していただきたい。